

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年4月20日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、国土交通省が設置した「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会」からの提言「ゼロメートル地帯の今後の高潮対策のあり方について」（以下「提言」という。）に基づき大阪湾における高潮防災対策について調査・検討するものであり、本年度は、平成18年度の大阪湾における高潮防災対策の現状と課題等の検討成果に基づき、大阪湾における高潮防災対策危機管理行動計画の検討を行うものである。

前年度の契約に際しては、（財）国土技術研究センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする、参加者の有無を確認する公募手続きを行い、参加の希望が無かったため、当該特定公益法人等を契約の相手方とする契約を行った。

本年度における応募要件は、前年度に実施した参加者の有無を確認する公募の手続きと同様に、堤防設計手法の全国的な基準作成技術や国の審議会・検討会などでの施策企画立案の支援実績、人口・資産が集積する都市近郊のゼロメートル地帯における高潮対策の調査・検討実績並びに大阪湾の高潮計画及び施設現況に関するデータベースの保有と業務への効果的な活用技術などが必要であることから、当該特定公益法人等を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争による企画提案書）の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 大阪湾高潮防災対策検討業務 |
| (2) 業務内容 | 大阪湾における高潮防災対策危機管理行動計画の検討
大阪湾における高潮防災対策危機管理行動計画のとりまとめのための基礎資料作成
協議会の運営補助 |

(3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、大阪湾沿岸のゼロメートル地帯において、巨大台風等に伴う高潮による大規模な浸水が発生した場合を想定し、発災前から発災後にかけて、被害最小化のために関係機関が連携して取り組むべき事項を整理し、大阪湾における高潮防災対策に関する危機管理行動計画として取りまとめるための検討を行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加の意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

平成14年度以降に、人口・資産が集積する都市近郊のゼロメートル地帯における高潮対策の業務経験を有していること。

堤防設計手法等の全国的な基準作成実績や国の審議会・検討会などでの施策企画立案の支援実績を有していること。

大阪湾の高潮計画及び施設現況に関するデータベースを保有していると共に、本業務への効果的な活用が可能なこと。

国の内外を問わず、高潮における被害実態や防災計画に関する豊富な知識を有すると共に、河川・海岸分野のみならず、道路、都市、住宅など広範な分野の連携による総合的な業務実施体制が確保できること

3) 業務執行体制に関する要件

本業務を執行するために必要な「資格」「経験」を有する技術者が適正に配置可能なこと。

4) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に国の機関が発注する下記の同種業務の実績を元請けとして有すること。

「高潮防災計画に関する調査検討業務」

- ・ 複数の行政機関との調整を要する高潮防災対策に関する業務であること。

- ・ 高潮に関する防災対策の基本計画策定や危機管理行動計画の検討に関する業務であること。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は、以下のとおりとする。

1) 資格要件

以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士(建設部門)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。ただし、平成14年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。
- イ) R C C M(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、技術士(建設部門)の資格、又はR C C M(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を取得している者。
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が20年以上あり、そのうち総括管理を2年以上経験した者。
- オ) 国土交通大臣が技術士(建設部門)の資格と同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

2) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に国の機関又は地方公共団体が発注する4.4)に掲げる同種業務又は以下の類似業務の実績を元請けとして有すること。

「高潮防災計画に関する調査検討業務」

- ・ 高潮に関する防災対策の基本計画策定や危機管理行動計画の検討に関する業務であること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館8階

国土交通省近畿地方整備局 企画部防災課調整第2係

電話：06-6942-1141(代)(内線3431)

FAX：06-6944-4741

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年4月20日から平成19年5月1日まで

(土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時15分から16時30分まで)

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成 19 年 5 月 1 日 16 時 30 分

提出場所

(1) に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争実施のための企画提案書）の提出を要請する際の提出予定期限：
平成 19 年 5 月 21 日 16 時 30 分
- (4) 近畿地方整備局（港湾空港関係除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も 5（3）により、参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。